

内閣参質二〇五第三一号

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出女性Vチューバーと千葉県警のコラボ動画の削除と政府の男女共同参画基本計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出女性Vチューバーと千葉県警のコラボ動画の削除と政府の男女共同参画基本計画に関する質問に対する答弁書

一について

「第五次男女共同参画基本計画」（令和二年十二月二十五日閣議決定。以下「基本計画」という。）の第十分野の「四 メディア分野等と連携した積極的な情報発信」の項目においては、内閣府男女共同参画局が、メディア関係者と連携して行う積極的な情報発信について、具体的な取組等を定めているところであり、「新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者」には、地方公共団体は含まれていない。また、同項目における「男女共同参画に資する広告やコンテンツ等」の作成主体は限定されておらず、当該作成主体には地方公共団体も含まれる。

二について

政府としては、基本計画の内容について、地方公共団体に対し、必要な周知を行ってきていると考えている。